

令和 6 年度
第 40 回通常総会資料



期 日 令和 6 年 7 月 7 日（日）

会 場 白川町町民会館 大研修室

白 川 町 国 際 友 好 協 会

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

議第1号 令和5年度白川町国際友好協会事業報告及び収支決算について

議第2号 令和6年度白川町国際友好協会事業計画（案）及び収支予算（案）
について

4. 来 賓 祝 辞

5. 閉 会

令和 5 年度 白川町国際友好協会事業報告書

	事 業 内 容
【主催事業】	○理事会（白川町役場） 8/9(水) ○令和 5 年度通常総会 9/30（土） ・ 令和 4 年度 事業報告及び収支決算について ・ 令和 5 年度 事業計画及び収支予算について ・ 役員の改選について ・ 伊藤実知子さんコンサート ○在住外国人との交流会 11/19(日) ・ みかわドーム ・ 町内 8 企業から 75 名の技能実習生が参加 ○会報「あくしゅ」発行 ・ 在住外国人との交流会 ・ 総会開催
【共催事業】	
【支援事業】	
【後援事業】	○第 25 回パイプオルガン入門講座 7/15(土) ～7/17(月祝) ○パイプオルガンフォローアップ講座 5/5(金祝)、5/6(土)、9/18(月祝)、11/11(土)、1/27(土) ○第 38 回白川・イタリアオルガン音楽アカデミー 8/23(水) ～ 8/30(水) ピネスキー先生 オンライン指導 ○第 24 回パイプオルガンとみんなで歌おう 12/16(土) ○パイプオルガンサマーコンサート 8/27(日) 三浦はつみさん(オルガニスト) ○辻宏記念コンサート ～イタリアからの風～ 11/12(日) 大松深子さん(オルガニスト) 岐阜県美術館にあるパイプオルガンでの演奏

令和5年度 白川町国際友好協会会計決算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	収入済額	比較増減	摘 要
会 費	437,000	351,000	△ 86,000	・個人会員(113口×2,000円) 226,000 ・団体会員(25口×5,000円) 125,000
町 交 付 金	0	0	0	・白川町交付金
繰 越 金	2,040,884	2,040,884	0	
雑 入	116	10,014	9,898	・貯金利子
合 計	2,478,000	2,401,898	△ 76,102	

(支出の部)

(単位:円)

科 目		予算額	支出済額	比較増減	摘 要
会議費	総会費	200,000	143,502	△ 56,498	
	役員会費	10,000	10,756	756	
事業費	交流事業費	100,000	350,949	250,949	・在住外国人との交流会、慶弔費
	会報発行費	250,000	47,520	△ 202,480	「あくしゅ」発行 2,800部
	海外派遣事業費	210,000	0	△ 210,000	
	海外受入事業費	10,000	0	△ 10,000	
事務費	通信費	50,000	40,698	△ 9,302	・郵便料等
	消耗品費	100,000	0	△ 100,000	・事務用消耗品等
予備費	予備費	548,000	0	△ 548,000	
積立金	積立金	1,000,000	1,000,000	0	
合 計		2,478,000	1,593,425	△ 884,575	

収 入 合 計 2,401,898円

支 出 合 計 1,593,425円

差 引 残 高 808,473円

基金の状況

(単位：円)

区分	国際友好協会基金会計					備考
	R4年度末残高	貯金利子	取崩額	積立金	R5年度末残高	
S63年度積立	263,664	5			263,669	
H25年度積立	700,602	12			700,614	
H27年度積立	517,995	9			518,004	
R2年度積立	500,000	9			500,009	
R5年度積立				1,000,000	1,000,000	
計	1,982,261	35	0	1,000,000	2,982,296	

会計監査報告書

白川町国際友好協会事務局から提出された令和5年度の会計諸帳簿、証拠書類を精査したところ、その内容は明確にして適正なものと認めたので、ここに報告します。

令和6年5月27日

監事

渡邊昌彦

監事

長尾弘巳

令和6年度 白川町国際友好協会事業計画書（案）

	事業内容
【主催事業】	○理事会（白川町役場） 6月4日(火)、随時必要に応じて ○令和6年度通常総会 7/7(日) ・令和5年度 事業報告及び収支決算について ・令和6年度 事業計画及び収支予算について ・白川町・ピストイア市交流40周年記念「白川町芸術文化祭コンサート」 ○在住外国人との交流会 開催日未定 ○英語検定受検会場受入事業 ・町内児童・生徒が英語検定を受検する会場を確保・運営する。 検定会場：町民会館 開催時期：9月～1月の期間中で1日程度 ○ピストイア音楽交流事業（交流40周年記念） ・7/5 町内中学生に対するイタリア音楽家ミニコンサート ○会報「あくしゅ」の発行 ・活動や取組事業等の報告や情報提供を行うとともに、国際交流に対する理解を求めるため機関紙である「あくしゅ」を発行する。 ○会報「あくしゅ」協会設立40周年記念号の発行準備
【後援事業】	○第26回パイプオルガン入門講座 7/13(土)～7/15(月祝) ○パイプオルガンフォローアップ講座 5/5(日)、5/6(土祝)、9/16(月祝)、11/9(土)、1/25(土) ○第39回白川・イタリアオルガン音楽アカデミー 8月中旬 ピネスキー先生 オンライン指導 ○第25回パイプオルガンとみんなで歌おう 12月上旬 ○夏のパイプオルガンコンサート 8月下旬 ○パイプオルガンアウトリーチコンサート 秋頃予定

【その他】	○会員の拡大 ・会員の拡大を図るため、協会の活動・趣旨をまとめたチラシをつくり宣伝、広報を行う。
	○海外研修等に対する助成事業 ・会員が3日以上海外研修もしくは海外旅行をする場合、町の特産品等のお土産購入費として使える地域振興券5,000円分か海外のお土産5,000円程度のギフト券を進呈する。 (助成対象及び回数) 1. 白川町国際友好協会の会員となって1年以上経過する者 2. 会員本人のみで、家族は対象としない 3. 助成は1名につき年1回とする。(法人も年1回) 4. 法人会員については、法人の代表者もしくは、法人会員関係者で代表者が指定した者 ○ホームステイ受け入れに対する助成事業 ・海外からのホームステイを受入れるホストファミリーに対し、受け入れに係る費用の一部を助成する。 (助成対象及び回数) 1. 白川町国際友好協会の会員となって1年以上経過する者 2. 会員本人がホストファミリーとなる場合のみ対象とする 3. 滞在期間に関わらず、受け入れる人数1人あたり5,000円分の地域振興券を進呈する。 (申請方法) 申請書に受け入れの概要がわかる書類を添付して事務局へ提出する。

令和6年度 白川町国際友好協会収支予算書(案)

(収入の部)

(単位:円)

科 目	前年度予算額	予 算 額	比較増減	摘 要
会 費	437,000	420,000	△ 17,000	・個人会員(140口×2,000円) 280,000 ・団体会員(28口×5,000円) 140,000
町 交 付 金	0	1,100,000	1,100,000	・白川町交付金 活動補助 400,000 芸術文化交流 700,000
繰 越 金	2,040,884	808,473	△ 1,232,411	
雑 入	116	527	411	・貯金利子
合 計	2,478,000	2,329,000	△ 149,000	

(支出の部)

(単位:円)

科 目		前年度予算額	予 算 額	比較増減	摘 要
会議費	総会費	200,000	200,000	0	
	役員会費	10,000	10,000	0	
事業費	交流事業費	100,000	400,000	300,000	・在住外国人との交流会
	会報発行費	250,000	50,000	△ 200,000	・あくしゅ 2,800部
	交流40周年 記念事業	0	1,000,000	1,000,000	・交流40周年記念滞在費 780,000
					・ピストイア音楽交流支援費 220,000
	英語検定受験 支援事業	0	50,000	50,000	・英検会場使用料、謝金
	海外派遣事業 費	210,000	10,000	△ 200,000	・ピストイア市青少年派遣助成金 0
					・海外研修等助成金 10,000
海外受入事業 費	10,000	10,000	0	・海外受入等助成金	
事務費	通信費	50,000	70,000	20,000	・郵便料等
	消耗品費	100,000	100,000	0	・事務用消耗品代
積立金	積立金	1,000,000	0	△ 1,000,000	・基金への積立(設立40周年記念事業)
予備費	予備費	548,000	429,000	△ 119,000	
合 計		2,478,000	2,329,000	△ 149,000	

白川町国際友好協会規約

(名称)

第1条 本会は、白川町国際友好協会(以下「協会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協会は、世界の人々と教育・文化・産業及び経済など、あらゆる分野の交流を通して相互に理解を深め、町民の国際意識の高揚に努めるとともに、平和な国際社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する事業の計画及び実施
- (2) 国際交流に関する資料及び情報の収集・提供
- (3) 会員の研修及び会員相互の交流事業
- (4) その他国際交流の推進に必要な事業

(会員)

第4条 協会の会員は、第2条の目的に賛同する個人会員及び法人会員(会社・組合・各種団体)とする。

(役員)

第5条 協会に、役員として理事(25名以内)及び監事(2名)を置く。

2 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

(会長及び副会長)

第6条 理事の中から会長(1名)及び副会長(若干名)を総会において選任する。

(顧問)

第7条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て推戴する。

(任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員の補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後であっても、後任者が選任されるまでの間その責めを負う。

(職務)

第9条 会長は、協会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位によって会長の職務を代理する。

3 理事は、協会の運営に関し任務を分担する。

4 監事は、経理の状況を監査する。

(会議)

第10条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、通常総会及び臨時会とする。

2 通常総会は、年1回会長が招集し、臨時会は、理事会の決定を経て会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 規約の改正に関する事
- (4) 役員の選任に関する事
- (5) その他理事会が必要と認めた事項に関する事

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項に関する事
- (2) 第3条の事業推進及び予算の補正に関する事
- (3) 基金の運用に関する事
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(付属機関)

第13条 協会は、必要に応じて常設又は臨時の委員会及び部会を設置することができる。

(会費)

第14条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員年額1口2,000円(1口以上)
- (2) 法人・団体等年額1口5,000円(1口以上)

(経費)

第15条 協会の経費は、会費、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(基金)

第16条 協会は、事業の円滑な運営に資するため、資金を積み立てる基金を設置することができる。

(会計年度)

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事業及び会計報告)

第18条 会長は、毎会計年度における事業報告並びに収支決算書を作成し、監事に提出しなければならない。

2 監事は、前項の書類を受理したときは、遅滞なくこれを監査し、意見を付して総会に報告しなければならない。

(解散)

第19条 協会は、総会の議決によって解散する。

2 解散による財産の処分は、総会の議決によって行う。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、白川町役場内に事務局を置く。

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成7年5月12日から施行する。
- 2 白川町ピストイア市友好協会規約は、廃止する。

附 則

- 1 この規約は、令和2年6月12日から施行する。

[illegible]